

保全配慮計画と緑化重点計画のあり方について（諮問）

保全配慮計画と緑化重点計画のあり方について、次のとおり貴審議会に諮問いたしました。

日 時 平成28年12月1日（金） 午後5時00分～

場 所 大阪市役所5F 中応接室

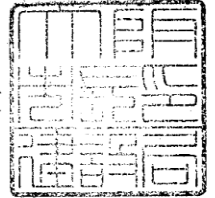
出席者 （委員）
増田会長、澤木会長代理
（大阪市）
上田建設局理事、西川公園緑化部長、松本調整課長

傍聴人 なし

大建第44667号
平成28年12月 1日

みどりのまちづくり審議会
会長 増田 昇 様

大阪市長 吉村 洋文



保全配慮計画と緑化重点計画のあり方について（諮問）

標題について、大阪市みどりのまちづくり条例第9条第2項及び第20条第2項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

(諮問理由)

大阪市では、本年 4 月に施行した「大阪市みどりのまちづくり条例」のもと、平成 25 年に都市のみどりに関する総合的な計画として取りまとめた「新・大阪市緑の基本計画」に基づき、公園や街路などの公共空間をはじめ民有地も含めた緑化の推進について、市、市民、事業者の役割分担のもと、連携して取り組んでいくこととしています。

「新・大阪市緑の基本計画」では、自然や歴史・文化を感じることができる貴重なエリアを中心に、周辺に寺社・仏閣等に存在する一団の緑を有し、風致地区に指定されている地区に対し、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として保全配慮地区を、また大阪の都市魅力の向上、緑の都市イメージの構築・発信という視点から大阪の顔となる地区で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として緑化重点地区を設定しています。

一方、「大阪市みどりのまちづくり条例」では、両地区の計画として第 9 条に保全配慮計画を第 20 条に緑化重点計画の策定を規定しており、計画の策定にあたっては、地域特性を生かした多様な手法により緑の保全と創出を推進するとともに、これらの緑を良好に管理し、質の高いみどりのまちづくりを持続的に進めていく施策の展開が必要であると考えています。

こうしたことから、保全配慮計画及び緑化重点計画の策定にあたり、それぞれの計画のあり方について、専門的・技術的な観点からみどりのまちづくり審議会においてご審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。